

家計が悪化している低所得の子育て世帯へ 児童 1 人当たり 5 万円を支給します

図 住民課 住民年金係
☎65・3301

食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している低所得の子育て世帯を支援するため、「令和 5 年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

〈ひとり親世帯〉

児童扶養手当の支給要件に該当するお子さんを監護している方で、①～③のいずれかに当てはまる方。ただし、ひとり親世帯以外の給付金を受け取った方を除きます。

	支給対象者	申請の 要否	申請期限等
①	令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給を受けている方	不要	令和 5 年 6 月 7 日 支給済
②	公的年金等の受給により、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ※児童扶養手当の支給制限限度額を上回る方が対象	必要	令和 6 年 2 月 29 日(休) 必着
③	令和 5 年 3 月分の児童扶養手当を受給していないが、物価高騰の影響を受けて収入が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方		

〈ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯〉

①～②のいずれかに当てはまる方。ただし、ひとり親世帯の給付金を受け取った方を除きます。

	支給対象者	申請の 要否	申請期限等
①	令和 4 年度に、桂川町から『ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金』の支給を受けた方	不要	令和 5 年 6 月 12 日 支給済
②	令和 5 年 3 月 31 日時点で 18 歳未満の児童（障がい児の場合、20 歳未満）を養育している方で、以下のいずれかに該当する方 ○令和 5 年度住民税均等割が非課税の方 ○令和 5 年 1 月 1 日以降、物価高騰の影響を受けて収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方 ※令和 6 年 2 月末までに生まれた新生児も対象	必要	令和 6 年 2 月 29 日(休) 必着 ※令和 6 年 2 月に出生した児童は、令和 6 年 3 月 15 日(金)必着

【提出書類】

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金申請書
- 申請・請求者および配偶者の本人確認書類の写し（コピー）
- 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）
- 収入見込み額申立書または所得見込み額申立書（家計急変者のみ）

【制度全般についての問合せ先】

こども家庭庁コールセンター ☎ 0120・400・903(平日 9 時～18 時)